

宮城県内の「中小企業事業主」のみなさまへ

被災者の新規雇用（平成24年3月卒業予定者含む）や再雇用により、「職業訓練」を行う中小企業事業主を応援します！

～成長分野等人材育成支援事業が拡充され、被災者の雇用の場合は業種は問いません～

<拡充のポイント>

- 東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合は、業種を問わず訓練費が助成されます。
- 労働者に仕事をさせながら訓練を行うOJTも助成対象になります。

<要件のポイント>

- 事業主が以前雇用していた労働者を再雇用する場合は、平成23年3月11日以降同年7月10日までの間に離職した人が対象となります。
- 新規雇用の場合は、①震災による離職者で平成23年5月1日以前に雇用された方、②被災地域に居住する平成24年3月以降卒業予定の新規学卒者が対象となります。
- 職業訓練はOff-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせる必要があります。
- 職業訓練計画の実施期間が1年以上であることが必要です。〈必要な時間が確保される場合は6カ月以上〉

<支給額>

- Off-JTについては、事業主が負担した訓練費用を助成します。
- OJTについては、対象労働者1人につき1時間あたり600円です。
- Off-JTとOJTを合わせて1コースあたり上限20万円、1人あたり3コースまでとなります。

※ 詳細は最寄りのハローワークにお問い合わせください。

